

役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人新秋会（以下当法人という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）、並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう）については、報酬、賞与及び退職金を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
2. 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 常勤役員等に対する年間支払い報酬額（(1) + (2)）は、年間11,200千円以内とする。
- (5) 常勤役員等に対する退職手当は、支払い発生の都度理事会の決議を経て支給する。

(費用弁償)

第4条 常勤役員には、通勤に要する費用及び市内外の日帰り出張等に要する費用として、ガソリン給油カードを貸与し、費用弁償する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。その日が休日に当たるときは、職員給与規定第4条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年7月と、12月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後1か月以内に支給する。

2. 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常任役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3. 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4. 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日に改正し、施行する。

この規程は、令和7年4月1日に改正し、施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役員名	報酬の額
理事長	月額 50 万円
常務理事	月額 30 万円

別表 2（常勤役員の賞与）

7 月の賞与	報酬月額×1 か月分
12 月の賞与	報酬月額×1 か月分

別表 3（常勤役員の退職金算定式）

最終報酬月額 × 在任年数 × 係数

①上記在任年数は1 か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は1 か月に切り上げる。

②係数は理事長 2、常務理事 1、とする。

別表 4（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 理事

	日額
理事会等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(3) 監事

	日額
監事監査、理事会、評議会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(4) 評議員選任、解任委員

	日額
評議員選任、解任委員会への出席	10,000 円